

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 10 号

工事請負契約の変更について

令和6年9月熊本県議会定例会において議決された新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事請負契約のうち、契約金額「637,842,366円」を「639,522,973円」に変更することとする。

令和8年7月17日専決

熊本県知事 木 村 敬